令和８年度事業計画

Ⅰ．事業方針

当財団は、県及び関係市町村の環境行政の補完的役割を担うことを目的として設立されて以来、環境保全に係る取組みへの支援、環境調査・分析事業を通じて、信頼と技術力の維持向上を図りながら各種の事業を実施してきたところであり、令和８年度についても公益的業務を推進するとともに各種環境調査では中立的な立場での事業を展開することとする。

環境保全に係る取組みへの支援については、「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」として広報・啓発、情報提供活動等を行う他、「エコアクション２１地域事務局」として中小事業者等の認証・登録への支援及び「ちば環境再生基金事業」については、基金を活用しての環境保全活動に対する各種の助成事業を実施する。また、「公共施設等管理受託事業」では、指定管理者として千葉県いすみ環境と文化のさとセンターを活用し、里山文化の体験と環境保全の啓発を行う。

環境調査・分析事業については、設立当初から実施している公共用水域の水質調査・分析や大気環境監視測定局の保守管理の他、民間などから受注する地質環境の調査・解析業務、環境影響評価に伴う調査計画及び報告書の作成業務を各方面から受注する。また、浄化槽の法定検査については千葉県、市町村及び関係団体と協力し、担当地域における法定検査の受検率増加を緊急の課題として検査を実施するほか、財団内においても検査の増加等に対応出来るよう、体制の整備や効率化について検討を続けることとする。

なお、各事業の実施にあたっては、取得している許認可を活用する他、信頼性を担保するために取得した認証・認定の維持を引き続き行い、顧客からの信頼性の維持向上に努めることとする。

以上の方針のもと、労働環境においては、老朽化した施設等の更新等により、働きやすい環境への取り組みを行いながら、経営面においては事業収入の確保と単年度黒字の継続により経営の安定化を目指すこととする。

Ⅱ．事業内容

Ⅱ－１　実施事業等会計として行う事業

（１）環境活動推進事業（継続事業　１）

１）普及啓発事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき千葉県知事から指定された「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」として、県、市町村、市民団体及び地球温暖化防止活動推進員と連携し、出前講座などを開催する他、地球温暖化防止活動推進員に対する研修会や市町村の地球温暖化対策地域協議会への協力を引き続き行う。

２）エコアクション２１地域事務局運営事業

環境省が策定し普及を進めている「エコアクション２１」については、特別基礎地域事務局として、エコアクション２１の普及啓発と地域事業者からの認証取得や継続のための相談及び新規登録事業者からの審査受付等を行う。

（２）ちば環境再生基金事業（継続事業　２）

ちば環境再生基金は、「千葉県環境基本計画（平成３１年３月）」に基づき当財団に設置されており、県民・事業者等から寄せられた募金を基に、自然環境の保全、再生のための事業や資源循環型社会づくりを推進する事業に支援を行う。

１）県民の環境活動支援事業

県民団体が自らの手で千葉県の貴重な自然を保全し、環境を再生する自発的・継続的に取り組む環境活動に要する経費に対して助成する。

２）環境活動見本市等普及啓発支援事業

県・市町村・県民団体等の各主体が連携・協働して実施する環境保全・再生に係る広域的な普及啓発等の事業に対して助成する。

３）未来の環境活動担い手支援事業

地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことができる人材の育成を目的として、必要な知識や技術を習得するための活動に対して助成する。

４）廃食油燃料利用促進プロジェクト事業

家庭等から排出される使用済油などの廃食油を石油代替燃料にリサイクルす

るため、資源物として廃食油を回収する活動に対して助成する。

５）提案型環境再生事業

県、市町村や県民団体等が、千葉県の環境上の課題を迅速に解決することを目指し、協働により提案する先進的な環境再生事業に要する経費に対して助成する。

６）負の遺産対策事業

不法に投棄された廃棄物や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制以前に処分された廃棄物によって県民の生活環境や公衆衛生に支障を生じ、又は生じる恐れがある場合に、その対策事業に対して助成する。

７）啓発・募金活動

ア．　報道への情報提供、県・市町村広報媒体やインターネットによる情報発信等の広報活動を実施する。

イ．　県・市町村、団体等が開催するイベント等へ積極的に参加し、啓発・募金活動を実施する。

ウ．　職場募金の実施要請、エコちばコインの推進活動、ちば犬（着ぐるみ）のイベントへの貸し出し及び県・市町村への募金箱・パンフレットの設置依頼等による啓発・募金活動を実施する。

（３）環境調査分析受託事業（継続事業　３）

県及び市町村における環境行政から受託する以下の業務を実施するにあたり、ＩＳＯ９００１認証やＩＳＯ/ＩＥＣ１７０２５試験所認定等に基づき高水準の精度管理技術（品質）を維持し、顧客満足度と職員の総合的・専門的力量の向上に努めながら､毎年継続して受注している業務の確保と新規業務の受注に努める。

①　水質（地下水、水道水、河川水、排水）、土壌、産業廃棄物等の調査分析

②　大気環境調査、煙道中の成分分析、悪臭等調査

③　ダイオキシン類の調査・分析

④　騒音、振動調査

⑤　放射性物質核種精密測定、空間放射線量測定

（４）公共施設等管理受託事業（継続事業　４）

「千葉県いすみ環境と文化のさとセンター」では、施設の良好な運営と維持管理を行いながら、周辺の豊かな自然環境との触れ合いを通じた環境学習の推進と里山の文化を体験できる学習施設として、来場する県民に各種の体験型イベントを提供する他、インターネットを使ったブログやホームページによる広報活動や情報提供にも重点をおき運営する。

また、千葉県と協議しながら、いすみ市との連携を積極的に深め、施設の認知度向上と来場者の増加を図る。

なお、令和８年度は指定管理最終年度となり、令和９年からの次期指定管理の申請については、現在の状況を踏まえ今後の体制も勘案しながら検討する。

Ⅱ－２　その他会計として行う事業

（１）環境管理等受託事業

県内の環境監視業務として毎年度受注している業務については、当財団の実績と信頼性のピーアールを行い、受注に結び付ける努力を行う他、民間企業からの受託業務については、随意契約による確実な収入源として確保するため、お客様要望に応えつつ積極的な営業活動に取り組む。

なお、業務実施に当たっては認証や試験所認定等に基づいて、高水準の精度管理に基づく技術を維持しながら事業を実施する。

１）検査分析事業(民間等受託)

主に民間等から受託する検査分析事業については、以下の検査、分析及び調査を行う。

なお、浄化槽法定検査事業から発生する浄化槽排水のＢＯＤ分析については、本事業として実施する。

ア．水質（地下水、水道水、河川水、排水）、土壌、産業廃棄物等の調査分析

イ．大気環境調査、煙道中の成分分析、悪臭等調査

ウ．ダイオキシン類の調査・分析

エ．騒音、振動調査

オ．放射性物質核種精密測定、空間放射線量測定

２）環境監視測定局保守管理事業

公共機関等が設置する大気環境監視測定局および酸性雨計等の保守管理業務を実施する他、空間放射線量に関する測定に関連した業務についても実施する。

３）地質環境事業

化学分析部門と地質・地下水調査部門を合わせ持つ当財団の特徴を活用し、「土壌汚染対策法」に基づく地歴調査等の土壌汚染の状況を把握する業務及び地下水汚染調査等の地質環境調査を県、市町村及び民間から受託し実施する。

４）環境システム事業

廃棄物処理施設増設及び維持管理に係る環境影響評価について継続して実施するとともに、従来から受注している自然環境などの環境調査業務及び企業が事業計画策定などに必要とする小規模な生活環境影響調査についても事業を受注し実施する。

５）浄化槽法定検査事業

県の南部地域（１１市３町）に設置された浄化槽に対する浄化槽法第７条第１項と第１１条第１項の水質検査を行う。

県が実施する法定検査の未受験者に対する検査案内を行う事業に協力する他、浄化槽関連団体と連携し、関連資格である浄化槽管理士が受講する浄化槽管理士講習会の受講者に対し、１１条ＢＯＤ検査を行う資格（嘱託採水員）を付与し、有資格者を増員することにより１１条ＢＯＤ検査数の向上を図る取組みを行う。

なお、令和８年度においては、検査手数料を２０年ぶり（平成 18 年以来）に改定する他、浄化槽検査の情報を管理するための新システムを導入し、タブレット端末による現地での結果入力など、検査業務のデジタル化を推進し効率化に取り組む。

Ⅲ. 職員研修計画

公共団体、企業、個人などへ幅広く業務展開するにあたり、職員の総合的・専門的力量と顧客満足度の向上を図るため、関係機関及び団体等が行う研修会、講習会への参加などによる外部研修を実施する。

①　コンプライアンス確保、経理、労務管理、就労環境の向上に関する研修
②　技術士、環境計量士等資格取得に係る研修
③　分析測定、データ解析等に係る技術研修
④　認可、認証、認定、登録の取得・維持に係る研修

⑤　浄化槽検査員に係る資格取得講習会への参加

Ⅳ. 施設整備計画

老朽化した施設及び機器に関する整備を表－１のとおり実施する。

表－１　施設整備計画

整備対象	金額 （単位：千円）	説　　明
施設整備他	8,310	本社蛍光灯のＬＥＤ化
	6,600	トイレ改修
	4,500	旧館２階事務室エアコン更新
	21,000	ダイオキシン施設空調設備更新
分析用機器	6,000	ガスクロマトグラフ計 オートサンプラー付ＧＣ(ECD、FID検出器)
	9,500	ガスクロマトグラフ-質量分析計 オートサンプラー付ＧＣ／ＭＳ
	8,500	高速液体クロマトグラフ計
	3,000	色濁計
	3,800	吸光光度計　ＵＶ
	900	オートクレーブ(窒素、リン)
	840	振とう機（産廃前処理用）
合計	72,950	